

医療機関向け Q&A

Q1. TeCOT とは何ですか。	2
Q2. 検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請の申請条件は何ですか。	2
Q3. 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について知りたい。	2
Q4. ビジネストラックについて知りたい。	2
Q5. レジデンストラックについて知りたい。	2
Q6. 検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請期間はいつですか。	3
Q7. 検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請を行いました、いつ公表されますか。	3
Q8. ビジネス渡航者のための PCR 検査について知りたい。	3
Q9. 申請書の記入方法が分かるマニュアルはありますか。	3
Q10. 検査の一部を外部委託している場合の医療機関登録申請書の記入方法を教えてください。	3
Q11. 外部委託先が複数ある場合の医療機関登録申請書の記入方法を教えてください。	3
Q12. 委託先の検査機関について、日本渡航医学会作成の『「ビジネス渡航者向けの PCR 検査および証明書発行」協力医療施設リスト』に登録されていない検査機関でも問題ないでしょうか。	3
Q13. 当院では日本語以外の対応をしていますが、どのように入力すればよろしいでしょうか。	4
Q14. 仮登録では英語表記を小文字&大文字にしていたが、本登録で大文字にして問題無いでしょうか。	4
Q15. 担当者欄は、行政とのやり取りを前提にした担当者を記載したほうが良いか、または予約受付のスタッフを記載したほうが良いでしょうか。	4
Q16. 「仮登録」の応募をしていますが、正式登録申請はできますか。	4
Q17. 7月下旬や8月下旬に実施された公募に応募しましたが、今回の申請は必要ですか。	4
Q18. 当医療機関ではオンライン予約を行っていませんが、TeCOT を利用するにあたり、オンライン予約を開始すべきでしょうか。	4
Q19. 検査証明の実施責任者の役職・氏名について、実際に検査を実施する診療科の医師・部長を指すか、又は最終責任者である院長を記載すべきでしょうか。	4
Q20. これから PCR 検査を実施する予定だが、開始してから登録申請したほうが良いでしょうか。	5
Q21. PCR 検査実施を検討しています。今後、どのようなスケジュール・頻度で医療機関登録できますか。	5
Q22. 発行する検査証明書の様式について教えてください。	5
Q23. 渡航先国が指定する検査方法が知りたい。	5
Q24. 検査実施可能件数の欄は、海外渡航目的の検査証明に関する検査可能件数のみを記載するのでしょうか。病院では、通常診療における PCR 検査も行っており、それも含めての件数でしょうか。	5
Q25. 日本渡航医学会のビジネス渡航者向け PCR 検査認定施設として認証頂いているのですが、中国大使館の指定医療機関には入っておりません。中国大使館の指定医療機関となるにはどう申請すれば良いのでしょうか。	6
Q26. ビジネス目的以外の渡航者（海外留学、海外居住者の家族の渡航、海外居住者の帰国など）が、渡航のために PCR 検査を受けたいと申し込みがありました。ビジネストラックに該当しませんが、PCR 検査を実施しても構いませんか。	6
Q27. ビジネストラックのために PCR 検査した場合の、PCR 検査の 1 検体の金額が知りたい。	6
Q28. ビジネストラックのために PCR 検査した場合、保険適用されますか。	6
Q29. PCR 検査以外に、TMA 法（Transcription Mediated Amplification）による新型コロナウイルスの核酸検出で検査証明書は発行可能でしょうか。	6
Q30. 検査証明書にパスポート番号記載がありますが、必須入力項目なのでしょうか。	6

Q1. TeCOT とは何ですか。

- A. TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）とは、ビジネス渡航者等が渡航先国の求める検査を適切に実施可能な医療機関を検索し、予約申請するためのサービスを提供するセンターです。

Q2. 検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請の申請条件は何ですか。

- A. 経済産業省プレスリリースに掲載されている「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」をご参照下さい。
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904003/20200904003.html>)

Q3. 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について知りたい。

- A. 一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みです。
詳細は、外務省に掲載されている「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)をご参照下さい。

Q4. ビジネストラックについて知りたい。

- A. 渡航制限の例外として、相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）制度です。主に短期出張者の利用を想定しています。
対象国・地域への入国・入国の際に必要な手続については、外務省のサイトに掲載されている「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)をご参照下さい。

Q5. レジデンストラックについて知りたい。

- A. 渡航制限の例外として、相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持される制度です。主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用です。対象国・地域への入国・入国の際に必要な手続については、外務省のサイトに掲載されている「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)をご参照下さい。

Q6. 検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請期間はいつですか。

- A. 登録申請は随時受け付けています。こちらのサイト
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904003/20200904003.html>) をご確認ください
き、様式に必要事項を記載のうえ、提出してください。

Q7. 検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請を行いました。いつ公表されますか。

- A. 9月10日(木)までに申請いただいた医療機関については、登録医療機関リスト(できれば URL を記載)として公表しております。その後は随時受付、追加登録のうえ、公表予定です。

Q8. ビジネス渡航者のための PCR 検査について知りたい。

- A. 日本渡航医学会サイトに掲載されている「ビジネス渡航者のための新型コロナウイルス感染症
に PCR 検査と証明書発行マニュアル(暫定版)」
(<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/pcr20200901.pdf>) をご参照下さい。

Q9. 申請書の記入方法が分かるマニュアルはありますか。

- A. こちらの記入要領・よくあるお問い合わせをご参照ください。
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904003/20200904003-5.pdf>)

Q10. 検査の一部を外部委託している場合の医療機関登録申請書の記入方法を教えてください。

- A. 一部を外部委託されている場合は、お手数ですが、Excel ファイルを分けてそれぞれ提出いた
だくようお願いいたします。

Q11. 外部委託先が複数ある場合の医療機関登録申請書の記入方法を教えてください。

- A. 複数の検査機関に委託されている場合は、お手数ですが、Excel ファイルを分けてそれぞれ提
出いただくようお願いいたします。

**Q12. 委託先の検査機関について、日本渡航医学会作成の『「ビジネス渡航者向けの PCR 検査およ
び証明書発行」協力医療施設リスト』に登録されていない検査機関でも問題ないでしょうか。**

- A. はい、問題ありません。日本渡航医学会作成の『「ビジネス渡航者向けの PCR 検査および証明
書発行」協力医療施設リスト』に登録されていない場合は、「無」を選択してください。

Q13. 当院では日本語以外の対応をしていませんが、どのように入力すればよろしいでしょうか。

A. 申請書のプルダウンの選択肢を削除いただき、右側欄に「日本語のみ」と記載ください。

Q14. 仮登録では英語表記を小文字&大文字にしていたが、本登録で大文字にして問題無いでしょうか。

A. 問題ございません。本登録の情報が反映されます。なお本登録後も随時変更可能となりますので適宜変更をお願い致します。

Q15. 担当者欄は、行政とのやり取りを前提にした担当者を記載したほうが良いか、または予約受付のスタッフを記載したほうが良いでしょうか。

A. 経済産業省及び厚生労働省からの電話連絡、問い合わせ等に適切に応じて頂ける担当者を記載いただくようお願いいたします。

Q16. 「仮登録」の応募をしていませんが、正式登録申請はできますか。

A. はい、可能です。正式登録の申請様式に必要事項を記入の上、提出をお願いします。「仮登録」の応募書類の提出は必要ありません。

Q17. 7月下旬や8月下旬に実施された公募に応募しましたが、今回の申請は必要ですか。

A. お手数ですが、今回の正式登録の申請様式に必要事項を記入の上、提出をお願いします。

Q18. 当医療機関ではオンライン予約を行っていませんが、TeCOT を利用するにあたり、オンライン予約を開始すべきでしょうか。

A. 医療機関独自のオンライン予約システムの有無に関わらず TeCOT はご利用可能です。TeCOT のシステム上では、オンライン予約依頼の受付も可能ですが、電話による受付も可能としており、必ずしもオンライン予約の開始は必要ありません。

Q19. 検査証明の実施責任者の役職・氏名について、実際に検査を実施する診療科の医師・部長を指すか、又は最終責任者である院長を記載すべきでしょうか。

A. 検査内容や検査証明書等の最終責任者をご記載ください。

Q20. これから PCR 検査を実施する予定だが、開始してから登録申請したほうが良いでしょうか。

A. 検査証明を開始された段階でのご登録をお願いします。

Q21. PCR 検査実施を検討しています。今後、どのようなスケジュール・頻度で医療機関登録できますか。

A. 登録申請は随時受け付けています。

こちらのサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904003/20200904003.html>) をご確認ください、様式に必要事項を記載のうえ、提出してください。既に申請いただいた医療機関については当サイト上に登録医療機関リスト

(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html#iryokikan>) として公表しております。その後は随時受付、追加登録のうえ、公表予定です。

Q22. 発行する検査証明書の様式について教えてください。

A. 現時点で政府として決めた所定の様式はなく、今後検討していく予定です。ただし、渡航先によっては要記載情報を指定している場合がございます（ベトナム等）。今後、渡航先の外国政府と協議のうえ、外国政府が求める様式や情報などがありましたらお知らせしますが、最新の情報については渡航先国大使館の HP 等からご確認ください。

Q23. 渡航先国が指定する検査方法が知りたい。

A. 外務省の新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限の HP (https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html) および渡航先国大使館の HP 等をご確認下さい。

Q24. 検査実施可能件数の欄は、海外渡航目的の検査証明に関する検査可能件数のみを記載するのでしょうか。病院では、通常診療における PCR 検査も行っており、それも含めての件数でしょうか。

A. 通常診療における PCR 検査も行っている場合は、陽性の疑いがある方を対象とした PCR 検査を含めない、検査証明書発行に関する検査可能件数をご記入下さい。

Q25. 日本渡航医学会のビジネス渡航者向け PCR 検査認定施設として認証頂いているのですが、中国大使館の指定医療機関には入っておりません。中国大使館の指定医療機関となるにはどう申請すれば良いのでしょうか。

A. 今後、中国政府との協議となります。TeCOT でも随時情報提供を行います。最新の情報は中国大使館のHP等からご確認ください。

Q26. ビジネス目的以外の渡航者（海外留学、海外居住者の家族の渡航、海外居住者の帰国など）が、渡航のために PCR 検査を受けたいと申し込みがありました。ビジネストラックに該当しませんが、PCR 検査を実施しても構いませんか。

A. TeCOT では ID として gBizID を利用する予定であり、ビジネス渡航者を対象としますが、検査枠の余裕時には、留学生や観光客などのビジネス渡航者以外の者の利用も特段制約はありません。各医療機関の判断にお任せしております。

Q27. ビジネストラックのために PCR 検査した場合の、PCR 検査の 1 検体の金額が知りたい。

A. PCR 検査の費用は外注する検査会社にお聞きください。ビジネス渡航目的の検査は自費診療となりますので、検査費用に証明書代などを加えて各医療機関ごとに料金を設定して下さい。

Q28. ビジネストラックのために PCR 検査した場合、保険適用されますか。

A. ビジネス渡航目的の検査は保険適用外の自費診療となります。

Q29. PCR 検査以外に、TMA 法（Transcription Mediated Amplification）による新型コロナウイルスの核酸検出で検査証明書は発行可能でしょうか。

A. 渡航先によっては検査方法を指定している場合がございます（ベトナム等）。外務省の新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限のページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html）および渡航先国大使館のHP等をご確認下さい。

Q30. 検査証明書にパスポート番号記欄載がありますが、必須入力項目なのでしょうか。

A. 渡航先によってはパスポート番号を含め、証明書に記載する事項を指定している場合がございます（ベトナム等）。外務省の新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限のページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html）および渡航先国大使館のHP等をご確認下さい。